

定額減税調整給付金について

定額減税調整給付金とは、令和6年度税制改正において行われる定額減税の対象者のうち、定額減税前の税額が定額減税可能額に満たず、定額減税を十分にうけられない方々に対し、その差額を給付するものです。

①給付対象者

定額減税の対象者であって、「令和6年分推計所得税額※」、「令和6年度分個人住民税所得割額」のいずれか（またはいずれも）が、定額減税可能額を下回る方（定額減税可能額を控除しきれない方）となります。

（※令和5年分所得を参考に国が定めた算定基準に基づき推計した税額です。あくまで、推計のため実際の税額とは異なります。）

②定額減税可能額

所得税分 $3\text{万円} \times \text{減税対象人数} \times 1$

個人住民税所得割分 $1\text{万円} \times \text{減税対象人数} \times 1$

※減税対象人数： 納税者本人+控除対象配偶者+扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）の数

③給付額

次に掲げる（1）と（2）の合計額（合計額を万円未満切り上げ）

（1）定額減税可能額【所得税分】 - 令和6年分推計所得税額

（2）定額減税可能額【個人住民税所得割分】 - 令和6年度分個人住民税所得割額

*<給付額の計算例（税額や給付額は参考の数字です）>

例	世帯状況	定額減税可能額		給付額
		所得税分	個人住民税所得割分	
1	世帯主・配偶者・子3人の5人世帯 (所得税額39,500円、住民税所得割額60,000円の場合)	$3\text{万円} \times 5\text{人} = 15\text{万円}$	$1\text{万円} \times 5\text{人} = 5\text{万円}$	$150,000\text{円} - 39,500\text{円} = 110,500\text{円} \cdots \text{ア}$ $50,000\text{円} - 60,000\text{円} = -10,000\text{円} \text{ (マイナスなので0円)} \cdots \text{イ}$ $\text{ア} + \text{イ} = 110,500\text{円}$ (給付額：120,000円)
2	世帯主・配偶者の2人世帯の場合 (所得税額4,800円、住民税所得割額12,000円の場合)	$3\text{万円} \times 2\text{人} = 6\text{万円}$	$1\text{万円} \times 2\text{人} = 2\text{万円}$	$60,000\text{円} - 4,800\text{円} = 55,200\text{円} \cdots \text{ア}$ $20,000\text{円} - 12,000\text{円} = 8,000\text{円} \cdots \text{イ}$ $\text{ア} + \text{イ} = 63,200\text{円}$ (給付額：70,000円)

④給付の手続き

令和6年8月6日に、給付対象者宛に通知（確認書）を送付いたしました。通知の内容に沿って手続きをお願いします。

確認書を返送いただき、不備がないことが確認された方から順次振込手続を開始します。